

共済組合加入のかた(公務員等)が稲沢市に申請をする際に使っていただきます。

公務員のかたは勤務先から児童手当・特例給付が支給されますが、  
・独立行政法人に勤務されているかた  
・共済組合に加入したまま外郭団体に勤務されているかた  
・共済組合自体に勤務されているかた  
の児童手当・特例給付は、住所地の市町村から支給されることになります。そのため、稲沢市と勤務先の重複支給を防ぐために、勤務先から児童手当・特例給付を支給されていないことの証明をお願いいたします。

**受給者のかたが共済年金等に加入しているが、独立行政法人等に勤務していて、勤務先から児童手当・特例給付が支給されないため、稲沢市から支給を受けている場合には、以下の①および②の書類を両方とも添付してください。**

- ①受給者本人(保護者)の保険証の写し
  - ②下記の児童手当・特例給付不支給証明書に勤務先より証明を受けたもの、または共済組合自体に勤務されていると確認できる勤務先の身分証の写し、または独立行政法人などに出向中であることが確認できる辞令の写し
- ※なお、私立学校教職員共済に加入のかたは、②の不支給証明書の添付は不要です。

また、配偶者のかたが公務員の場合には、以下の書類を添付してください。  
①下記の児童手当・特例給付不支給証明書に配偶者の勤務先より証明を受けたもの  
※育休中や産休中のかたにつきましても、勤務先より証明を受けていただきますようご協力ください。

受給者のかた、または配偶者のかたが共済組合加入(公務員等)で、勤務先から児童手当の支給を受けていない場合に、勤務先より証明を受けてください。

### 児童手当・特例給付不支給証明書

証 明 者  
事業所所在地  
事業所名称  
代表者又は責任者 (印)

令和 年 月 日

下記の者には、現に児童手当・特例給付を支給していないことを証明します。

|      |           |
|------|-----------|
| フリガナ |           |
| 氏 名  |           |
| 生年月日 | 昭和・平成 . . |
| 住 所  |           |